指定管理者の指定について (練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター)

1 内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立 光が丘障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

- 2 指定管理者
 - (1) 団体の名称 社会福祉法人 武蔵野会
 - (2) 所在地 東京都八王子市台町二丁目7番22号
 - (3) 代表者 理事長 上野 純宏
- 3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(5年間)

4 選定の経過

平成23年4月27日 第1回指定管理者選定小委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、 指定の期間の審議、施設実地調査の実施、モニタリング チェックシートに基づく最終総合評価)

5月20日 平成23年度第1回指定管理者選定委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、 指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく 最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選 定対象団体として特定)

7月25日 企画提案書作成要項配布

7月29日 企画提案書作成要項に係る説明会(団体を特定して実施)

8月8日 企画提案書受付(経営状況に関する部分)

8月9日 経営診断委託

8月26日 企画提案書受付(事業計画に関する部分)

9月1日 第2回指定管理者選定小委員会

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の歌(ア・セル)

の評価、採点)

11月4日 平成23年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、利用者の立場に立ったサービスを提供し、相談支援事業の一層の充実および地域に根ざした施設運営が果たされる等の理由により、社会福祉法人武蔵野会が、練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターを運営するにふさわしい法人と判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を 加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高い。 資金力、借入金の返済能力、経営の安全性など各項目について優れており、安 全で安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報の利用と保護に関する規程および情報開示に関する規程が整備されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。 役員の構成は適正であり、理事会は定期的に開催されている。

(4) 運営実績

都内および近県で多種多様な障害者施設を運営し、障害福祉分野において十分な実績がある。区立施設においては、これまでにも大泉町福祉園、光が丘福祉園、北町福祉作業所を受託・運営している。また、障害児・者から高齢者まで多様な施設運営を行っており、ライフステージに応じた様々なニーズに応えられるよう努めている。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人施設の連携による人材と資源の有効活用等の提案がある。職員配置に関しては、全員が社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有している。

(6) 受託への熱意・意欲

従前より、練馬区障害福祉サービス事業者連絡会において、施設がある光が丘地域だけでなく、練馬区全域の事業者同士が連携できるよう、相談支援事業者として積極的に障害福祉サービス事業者同士の調整役を担っている。また、新たな取組として「すてっぷ・リンク」を提案している。内容は、障害者個々の状況に応じて、障害福祉サービスだけでなく、既存の地域資源(障害者団体、地域サークル、相談情報ひろば等)につなげて、より豊かな地域生活を送っていただくことを目指すものである。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設管理担当職員による日常的な点検をしているほか、リスクマネージャーを 設置し、法人のリスクマネジメント研修に参加し、その内容を全職員にフィード バックする等して、全職員が危機管理の視点をもち、対応できる体制を整えてい る。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、危機管理マニュアルを整備する等、地域や併設施設と連携した施設管理運営を行う提案がある。運営協議会や利用者アンケート等により、広く地域住民や利用者からの意見を踏まえながら障害者にとっての相談支援拠点としての役割に加え、地域生活拠点としての機能強化をすることにより、サービスの維持・向上に取り組んでいる。内容としては、地域生活を送っている障害者が支援を必要とするようになったとき適切に様々な支援機関につなげられるよう、余暇プログラムの充実、啓発活動、訪問相談支援などの充実や関係機関との情報共有・連携強化を図ることである。

(9) 利用者への対応(接遇を含む。)

利用者からの苦情を解決するための規程が整備されている。職員が利用者に提供すべきサービスや支援技術に関するガイドラインを作成し、常に人権尊重の立場で考え支援する提案がある。人権擁護や虐待防止への取組について職員研修や勉強会を取り入れている。

(10) 職員の育成

法人が主催する職員階層ごとの研修への参加や、外部機関が開催する専門職研修への積極的な派遣を行うほか、施設長との面接の中で年間研修目標を設定することなどにより、職員の専門性および質の向上に努めている。

(11) 団体の理念・姿勢

「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」という法人理念を実現するため、障害児・者から高齢者まで多くの施設を設置・運営し、利用者本位の福祉の 実現に向けて取り組む姿勢がある。

また、法人の理念を実践に生かすため、法人倫理綱領や行動規範を定め、職員に対し周知徹底させている。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

物品購入に関しては、区内業者の活用に努めている。職員の採用に当たっては、 今後とも区民の雇用を推進する意思がある。

(13) 事業等の提案

障害者が相談先を選択できるよう、障害種別等を問わない総合的な相談支援事業所を目指す提案がある。また、他の障害者地域生活支援センター、総合福祉事務所、保健相談所等との連携強化、地域の相談支援事業者への助言等の側面支援を行い、地域としての相談力向上を目指す提案がある。

相談支援より見出された成人発達障害者や高齢障害者世帯の課題について、中長期的なテーマとしてとらえ、重点的に啓発活動に取り組む提案がある。内容としては講演会やシンポジウム等を継続的に実施する中で、障害当事者および家族、支援者、地域住民に対し啓発していくものである。

これまでも、近隣の避難拠点における宿泊防災訓練に障害者とともに参加をする等、地域に根ざした施設を目指すと同時に障害理解・啓発に関して積極的に取り組んできた。今後も、このような取組を更に充実させていく提案がある。

6 問い合わせ先

福祉部障害者施策推進課事業計画担当係

電話 03-5984-4602

FAX 0 3 - 5 9 8 4 - 1 2 1 5

指定管理者(社会福祉法人 武蔵野会)の評価結果 (練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター)

(練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター)	ᅵᇒᆂ	但上
評価項目・評価基準 1 団体の安定性・継続性	配点	得点
(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5 点	5点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5 点	4 点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況 (労働関係法令の遵守を含む。) (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5 点	3 点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5 点	5 点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応(接遇を含む。) (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5 点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5 点	4 点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である。 (2) 区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。) (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	6 点
13 事業等の提案	10点	10点
合 計	100点	81点